

令和元年8月1日

消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベースの登録について

令和元年7月22日から令和元年7月28日までに消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、令和元年8月1日付けで事故情報データベースに登録しましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	平成31年4月	照明器具	点灯中の照明器具から異臭がし、突然消灯したため取り外したところ、当該製品の基板の一部に焦げ。	神奈川県
2	令和元年7月10日	温度コントローラー(ワインセラー用)	百貨店の食品売場に設置されたワインセラーの温度コントローラー基板に焦げ。	愛知県
3	平成31年4月8日	化粧石けん	化粧石けんを使用したところ、顔が赤くなり腫れた。	長野県
4	令和元年7月21日	ソフトコード及び迅速継手	一口こんろに接続したソフトコードの迅速継手への差し込み不足によりガスが漏えいし、引火。	大阪府
5	令和元年6月10日	保育サービス	室内で遊んでいたところ、幼児が床に重ねて置いてあったクリアファイルを踏み、滑って転倒し軽傷。	神奈川県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	生鮮グレープフルーツ	成分規格不適合で廃棄、積み戻し等を指示。
2	生鮮セロリ	成分規格不適合で廃棄、積み戻し等を指示。
3	普通乗用自動車(トヨタ プリウス 他)	普通乗用自動車(制動装置)のリコール。(4542) 電子制御式油圧ブレーキのブレーキブースタポンプにおいて、ポンプモータの構成部品である樹脂製ブラシホルダの成形型が不適切なため、ブラシとの隙間が小さく、ポンプ作動時に当該ホルダが熱膨張してブラシが引っ掛かり、ポンプモーターが導通不良となるものがある。そのため、ポンプモーターが作動せず警告灯が点灯し、最悪の場合、倍力作用が損なわれて制動停止距離が伸びるおそれがある。
4	普通乗用自動車(フェラーリ 488GTB 他)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(外-2883) エアバッグコントロールユニットにおいて、コンデンサー内のマイナス端子の接着が不適切なため、電圧が安定しないものがある。そのため、エアバッグ警告灯が点灯し、エアバッグ、シートベルトプリテンショナーが誤って作動し、最悪の場合、事故につながる、または、乗員が負傷するおそれがある。
5	普通乗用自動車(マツダ MAZDA3)	普通乗用自動車(後写鏡)のリコール。(4543) 手動防眩ルームミラーにおいて、ホルダと鏡面の接着方法が不適切なため、接着強度が不足しているものがある。そのため、接着が剥がれてホルダから鏡面が浮き上がり、最悪の場合、鏡面が脱落して、後方の交通状況等が確認できなくなるおそれがある。
6	普通乗用自動車(BMW BMW 525i 他)	普通乗用自動車(エアバッグ装置)のリコール。(外-2892) 運転席用エアバッグのインフレーター(膨張装置)の補給用部品において、ガス発生剤の吸湿防止が不適切なものがある。そのため、車両の修理時に当該インフレーターに交換し、そのままの状態で使用を続けると、高い湿度の環境下で大きな温度変化の繰り返しによりガス発生剤が劣化し、エアバッグ展開時にインフレーター容器が破損するおそれがある。
7	たれ	アレルギー(えび及び小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和元年7月24日/販売地域 千葉県、東京都、神奈川県)
8	和惣菜(計3件)	アレルギー(小麦)表示が欠落。 (自主回収に着手した年月日 令和元年7月25日/販売地域 神奈川県)

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和元年7月8日	飲食店(7月6日の食事)	カンピロバクター	岩手県

2	令和元年7月11日	販売店(7月11日に販売された食品)	黄色ブドウ球菌	石川県
3	令和元年7月15日	飲食店(7月12日の食事)	カンピロバクター	愛知県
4	令和元年7月16日	飲食店(7月15日の食事)	カンピロバクター	福岡県
5	令和元年7月17日	飲食店(7月14日の食事)	カンピロバクター	大阪府
6	令和元年7月2日	飲食店(6月29日の食事)	カンピロバクター	東京都
7	令和元年6月24日	飲食店(6月22日の食事)	カンピロバクター	東京都
8	令和元年7月6日	教育施設(7月4日の食事)	カンピロバクター	香川県
9	不明	販売店(販売日不明の食品)	アニサキス	東京都
10	令和元年7月	宿泊施設(7月21日の食事)	不明	徳島県

「2. リコール・自主回収情報」欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号を記載しています。
消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、令和元年8月2日20時以降、事故情報データベースで「消費者事故等(2019年8月1日登録分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。上記事故の詳細は事故情報データベースを御覧ください。
(URL: <http://www.jikojoho.go.jp>)

本件に対する問合せ先
消費者庁消費者安全課 中野 西口
TEL: 03(3507)9263 FAX: 03(3507)9290